

令和2年度

職長の能力向上教育講習の開催について

事業者は、労働安全衛生法第19条の2の規定に準じた教育（職長能力向上教育）を、職長になった後、おおむね5年を経過した職長等に対して実施するよう示されています。

この度当協会では、この講習を下記により開催いたしますので、この機会に積極的に受講させて頂きますようご案内いたします。

記

1 対象者

職長になった後、おおむね5年を経過した者及び機械設備等に大幅な変更があった場合等

2 講習日時及び会場

(1) 2年11月 2日(月)

(2) 3年 1月30日(土)

(会場)「沼津労政会館」 沼津市高島本町1-3

※ 会場の駐車場は、収容台数に余裕がありませんので、なるべく公共交通機関をご利用下さるようお願いいたします。(JR沼津駅から徒歩約10分)

(時間) ① 午前9時から午後4時30分までの予定で実施します。

② 開始の10分前までにお集まり下さい。

3 教育科目及び講習時間

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 職長等として行うべき労働災害防止活動に関すること | 1.5時間 |
| ② 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること | 1.5時間 |
| ③ (グループ演習) | 3時間 |

作業設備の安全化、危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置(リスクアセスメント)、KYT・ヒヤリハット等

※講習は、講義方式・討議方式等により行います。

4 受講料(テキスト代を含む)

受講者1名について

当協会会員事業場 10,500円 非会員事業場 11,500円

5 受講申込方法

(1) 下記申込書に必要事項を記入され、受講料を添えて当協会にお申込下さい。受講票をお渡しします。

定員(50名)に達し次第締切りますので、お早めにお申込下さい。

※ファックスで申し込まれる場合 Fax 055-933-4990

(2) テキストは、開催当日会場でお渡しします。

(3) 一旦納入されました受講料は、講習日(1日目)の7日前までに取消しの申し出のあった場合を除き、一切返却しかねますのでご了承下さい。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。

6 持参するもの

開催当日は、受講票及び筆記用具を持参して下さい。

7 修了証の交付

講習修了者には、講習修了証を当日交付します。

8 昼食弁当の受付けについて

会場の沼津労政会館1階の事務所に於いて、昼食弁当の受付けを行っております。

希望者は、講習会開始前にお申込下さい。

職長の能力向上教育 受講申込書

希望月日

年 月 日

フリガナ 受講者氏名	生年月日	現住所	備考
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		

令和 年 月 日

〒

所在地

事業場名

部課名

担当者名

TEL

沼津労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込まれた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)

受講料は、講習日の2週間前までにお支払い下さい。

※受講料を銀行振込みされる場合は、下記口座あてお振込み下さい。

恐れ入りますが、振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

静岡銀行沼津支店 普通預金 口座番号 0866059
受取人 沼津労働基準協会